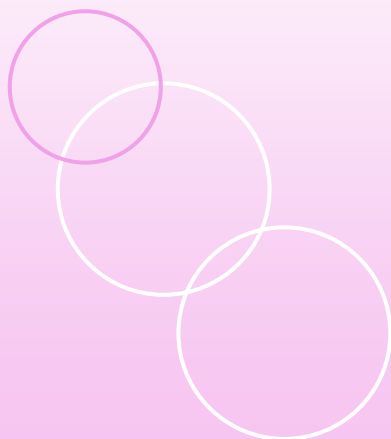


第5期鳥栖市障害福祉計画 概要版



平成30年3月

鳥 栖 市

1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

鳥栖市では、障害者基本法に基づく「鳥栖市障害者福祉計画」の中で、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方のもと、「障害者が自己決定と自己選択により社会の一員として社会のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現する」ことを基本理念として、新しい制度や枠組みへの対応と新たな課題への取り組みを進めるために、施策や事業を計画的に推進してきました。平成28年3月に策定した第4期の鳥栖市障害者福祉計画では、これまでの計画理念を普遍的なものとして引き継ぎながら、「鳥栖市に住むすべての人々が、認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまち」を目指して3つの取組体系と10の基本方向に基づきながら、施策の推進を図ることとしています。

今回、平成27年3月に策定した計画期間を3年間とする「第4期鳥栖市障害福祉計画」が、平成29年度に計画期間の終了を迎えるとともに、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、「第5期鳥栖市障害福祉計画」では、これまでの障害福祉計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に沿って、引き続き取り組むべき課題に加え、障害児福祉サービスの見込量といった新たな課題も整理しつつ、サービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、上位計画である「鳥栖市障害者福祉計画」との整合性を図りながら、平成32年度を目標年度として計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

計画の位置づけ

本計画は、「第6次鳥栖市総合計画」の部門別計画として位置づけられ市が行う障害福祉サービス全体の方向性を定める「鳥栖市障害者福祉計画」に対して、障害者総合支援法等に定められた介護給付や訓練等給付といった障害福祉サービス等に特化し、その数値目標や方策を定める計画となります。

計画の期間

本計画は、平成32年度を目標として、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間として策定します。計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化等必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第2期鳥栖市障害者福祉計画				第3期鳥栖市障害者福祉計画					第4期鳥栖市障害者福祉計画					
第1期障害福祉計画		第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			

2 成果目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労移行支援といった課題に対応するため、本計画において必要な障害福祉サービス等の量を見込むにあたっては、平成32年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数	70人	平成28年末の人数 (A)
目標年度入所者数	68人	平成32年度末時点の利用見込 (B)
目標値 (削減見込)	2人	$(A) - (B) = (C)$
	2.86%	$(C) / (A)$
目標値 (地域生活移行者数)	7人	施設入所からグループホーム等への移行者数 (D)
	10.00%	$(D) / (A)$

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

成果目標については、県が設定した目標値に基づき、市は年度ごとの活動指標について障害福祉サービスの必要量を見込みます。

引き続き鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会を活用し、保健・医療・福祉関係者との連携体制を強化していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組を基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えながら、地域で安心して暮らせるために、どのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況などを考慮し、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等の議論を通じ、圏域内の事業所の役割分担を明確にしながら引き続き整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	5人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	8人 (1.6倍)	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援利用者数	12人	平成28年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数
目標値（目標年度末の就労移行支援事業の利用者数）	15人	平成32年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点などから、教育関係機関等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

市内には児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援を提供する事業所が確保されていることから、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のこども部会等を通じて、関係機関との連携を深め、障害児に対する支援体制の強化およびサービスの質の確保に努めます。

また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会における医療的ケア児支援強化ワーキンググループにおいて、保健、医療、福祉、保育、教育の連携を深め、体制を強化します。

3 今後のサービス見込量

1. 障害福祉サービス

1

訪問系サービスの見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	実人数	85	86	87
重度訪問介護	実人数	1	2	2
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
同行援護	実人数	16	17	18
行動援護	実人数	30	32	34

2

日中活動系サービスの見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	実人数	119	120	122
自立訓練（機能訓練）	実人数	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	実人数	12	12	13
就労移行支援	実人数	25	26	27
就労継続支援（A型）	実人数	96	98	100
就労継続支援（B型）	実人数	176	180	184
就労定着支援	実人数/月	5	6	7
療養介護	実人数/月	27	27	27
短期入所	実人数	47	50	52

3

居住系サービスの見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助	人/月	91	93	95
施設入所支援	人/月	70	69	68

4

相談支援(サービス利用計画作成)の見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実人数	484	508	534
地域移行支援	実人数	2	2	2
地域定着支援	実人数	1	2	2

2. 障害児福祉サービス

5

障害児福祉サービスの見込量

本項目は、障害者総合支援法および児童福祉法改正法において策定が義務づけられた「障害児福祉計画」に相当します。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に加え、平成30年度より居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	実人数	146	153	161
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数	251	276	303
保育所等訪問支援	実人数	26	28	29
居宅訪問型児童発達支援	実人数	2	3	4
相談支援	実人数	341	375	413

3. 地域生活支援事業

1

理解促進研修・啓発事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
教室等開催	回数	4	4	4
	実人数	200	200	200
イベント開催	回数	1	1	1

2

自発的活動支援事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ピアサポート	回数	9	9	9
	実人数	90	90	90

3

相談支援事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	利用件数/月	750	750	750

4

成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	実人数	2	2	2

5

意思疎通支援事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業	実人数	18	18	18

6

日常生活用具給付等事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件数	6	7	8
自立生活支援用具	件数	8	9	10
在宅療養等支援用具	件数	10	11	12
情報・意思疎通支援用具	件数	16	17	18
排せつ管理支援用具	件数	1,150	1,150	1,150
住宅改修	件数	2	3	4

7

手話奉仕員養成講座事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成講座	実人数	10	10	10

8

移動支援事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実人数	80	82	84

9

地域活動支援センター事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	2	2	2

10

その他事業の見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
その他事業				
福祉ホーム事業	実人数	3	3	3
訪問入浴サービス事業	実人数	5	5	5
巡回支援専門員整備事業	実施か所数	21	22	23
日中一時支援事業	実人数	90	100	110
社会参加促進事業	実人数	3	3	3

4 計画の推進・点検・評価

計画の推進・点検・評価

障害福祉計画を地域の実情に応じた実効性のある計画として推進するには、障害福祉サービス事業所、保健福祉事務所、公共職業安定所、教育機関、医療機関等の様々な関係機関との連携が必要になってきます。地域の課題を解決していくためには、今後ますます鳥栖・三養基地域自立支援協議会が果たす役割が重要になってきます。

また、障害児支援の体制整備については、障害児の早期発見・支援を進めるために、子育て支援担当部局や児童発達支援センターなどの関係機関との連携体制を強化していくことが必要になってきます。

このように、本計画の推進にあたっては、関係機関との連携を図るとともに、施策・事業の成果を点検・評価して、必要に応じてその充実や見直しを行っていきます。

本計画に掲げている各種事業・施策の点検・評価にあたっては、進捗状況を定期的に分析、把握し評価するとともに、必要が生じた際には、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、関係機関からの意見を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。